

## 板柳町空き家利活用定住支援事業費補助金 要件一覧

補助金の交付対象は、次の全ての要件を満たす方及び住宅とします。

番号	要件	摘要
1	平成31年4月1日以降に、補助対象物件である空き家を購入した方である。	
2	申請者は、個人である。（法人ではない）	
3	空き家は、過去に人の居住の用に供したことがあるが現に居住しておらず、概ね1年以上使用実績がない一戸建てであるか、「弘前圏域空き家・空き地バンク」に登録された空き家である。	
4	対象物件の所有者又は親族ではない。	
5	3親等以内の親族から購入する空き家ではない。	
6	補助対象物件に、3年以上居住する。	
7	補助事業を行うことにより、自己又は親族が所有する家屋が空き家にならない。	
8	申請者について、納付すべき町税等を滞納していない。	
9	申請者と生計を同一にしている世帯員及び同居する予定の方について、納付すべき町税等を滞納していない。	
10	過去に本補助金又は板柳町子育て世帯定住サポート事業補助金または若者夫婦定住応援事業補助金の交付を受けていない。	
11	<b>移住者要件【最高50万円】</b> 居住する方全員が、町外からの移住者であり、転入手続きを行うこと。また、板柳町の区域外に1年以上居住していた方であること。	